五八九五、大字大子字中ノ沢二〇二二の一、二〇二二の二、二〇三二の一、二〇三二の二、二〇三八から二〇四〇まで、二二〇七の一から二二〇七の四まで、大字田の沢字苅又一四八六から一四八八まで、一四九〇、大字中郷字後沢四五五四、四五五六、字大沢一九三三・一九三四合併、一九三五のい、一九三五のろ、二〇一〇、字カナホソコ六四二、六四二の一、字栃木沢五六九から五七二まで、字仁田沢一三八三の一、一三八三の七、字橋場八〇四の一、字古内下八〇五のい、八〇五のろ、字古内平八四九、八五〇、大字初原字阿坪一三三二の三、一三三二の四、一三五二の一、一三五二の三、一三五四の一、字大平一三二六、一三二九の一、一三二九の四、一三三〇、字沖ノ田和八八九の一、八八九の三、八八九の四、字皆沢二二二〇、二二二三・二二二四合併、二二四一、字柿草八七二の一、字空沢一三〇七、一三一〇、一三二二の一、一三二二の二、一三五五、一三六〇、字恵場ケ沢八九二の一から八九二の三まで、八九三の一、八九四の一、八九四の二、字薮沢一四二〇、一四二一の一、一四二一の三から一四二一の八まで、一四二四の二、一四三二、字四升蒔八六六の一、八六六の二、八六六の四、大字左貫字入ノ坪三四八七、字茨ケ沢三四八八、三四九二の一、字梅木沢三四九二、字大崩三三九一、字唐津沢四六五三の一から四六五三の三まで、四六五八の一、四六五八の二、字小屋場沢三四九一、三四九一の二、字向ジヤク四一五〇の二から四一五〇の五まで、大字袋田字後沢二三八一、二三八五、二三八六、二四〇一の一六、二四〇一の二一、二四五三の一から二四五三の三まで、字大北向一九〇の一から一九〇の三まで、一九〇の五、一九〇の八、一九〇の一二、一九〇の一三、一九五、字欠山四二二の一、四二二の三、四二二の四、四二九の一から四二九の三まで、字田ケ町一六六四の一、字中津原二一五七の一、字沼ノ沢一一五六、一一五六の一から一一五六の四まで、一一五七、一一六二、一一六三、一一六八、一一六九、字野土一〇五八の一、一〇五八の二、一〇六〇の二、一〇六〇の四、字堀切一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三三の四、一〇三四、一〇三五の一、一〇三五の四、一〇三八、一〇四〇の二、字前沢二四〇一の四、二四〇一の六から二四〇一の八まで、二四〇一の二六から二四〇一の三〇まで、字森ノ上一〇三一の一、一〇三一の三から一〇三一の七まで、一〇三二の一から一〇三二の三まで、字湯ノ入七八九の一、七八九の二四、七九二の一、大字町付字町向九六六・九六七のイ合併、大字冥賀字一メ町二七六、字久保田二三二、二三七の一、字高畔五一六、五二四、五二六、五二八、大字矢田字御免沢四二、四四の二、字長ノ沢九三〇、字柳沢二の二、二の一三、常陸太田市小菅町字君ケ沢二二六三の一、二二六三の五、二二六三の八、二二六七、二二七〇の二、二二七〇の三、二二七一、字森久保一一八〇の二、一一八一の一、折橋町字萩久保二七六の二、東茨城郡城里町大字大網字大沢五五三の一、五五三の四、五五三の五、五五六の一から五五六の三まで、五五七、五五八の一から五六二の三まで、五六三の一から五六三の三まで、字度丸六二二の一から六二二の七まで、大字小勝字岡台一四六一の一、大字塩子字岩下二三七の一、二三七の二、二四二の二、字清水七二二の一、七二二の二、字八幡下五九二、五九三の一、五九三の三、大字真端字カケハタ一七の一、一七の二、字出峯一八から二〇まで、八六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴久保三八〇四の一、三八〇九、三八一〇、三八一九から三八二一まで、字前沢三八四八から三八五二まで、字金ケ沢一六六九、字ソケ石一六〇四、字由沢二九一七・二九一八合併、二九二四・二九二七・二九二九合併、字北原向三四七五、三四八二、三四八八、字後沢四五五四、四五五六、字田ケ町一六六四の一、字野土一〇六〇の二、一〇六〇の四、字君ケ沢二二六三の一、二二六三の五、二二六三の八、二二六七、二二七〇の二、二二七〇の三、二二七一、字森久保一一八〇の二、一一八一の一、字萩久保二七六の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　間伐に係る森林の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字池田字一ツ長一〇二一の一、一〇二一の三、一〇二一の四、一〇二二の一、一〇二二の二、一〇二三の一、一〇二三の二、大字上野宮字奥ケ沢一一七四、字柿木沢二五二〇の一、字柿木平二五一八のい、二五一八のいの一、字上高大久保三七〇四、字木揚場平三六九五の一、三六九五の二、字下桜井一二八九、字出入三七一六、大字大生瀬字井戸沢二二五三、二二五四、字大谷沢一〇八七の一、一〇八七の三、一〇八九のろ、一八一〇のイ・一八一〇のロ合併、一八一三・一八二〇合併、一八三七、字大平二二六一、字クツカケ一四七二の一、一四七二の三、一四七二の四、字ソケ石一五九三、一五九四、一五九六、字中の作一二一二、大字川山字左貫一〇五五の一、一〇六五の一、一〇六六、一三七三、一三七三の一、大字北田気字沼ノ沢七三五の一、七三五の五、七三五の八、七三五の九、七三五の一一、七四〇、大字北吉沢字小畠ケ沢一二二四のろ、字小畠沢一二二四のい、字沢頭六一七、字菖蒲田一〇五〇の二、一〇五〇の三、一〇六六から一〇七二まで、字堰祭一五三七、一五三八、一五三九のろ、一五四〇、一五四四のい、字立路一八四〇のい、一八六九の一、字地切一五〇九、字堂平一五五八の二、一五五八のい、一五六五、字吉沢一一九四、一二〇三の一、一二〇三の二、一二〇三のろ、大字下津原字貝沼一四二三、大字下野宮字川岸前五九〇二の二、五九一四の一、五九一四の二、五九一七、五九一八、字栗生沢李下五三四四のい、五三四四のろ、五三四五から五三四七まで、字コフヂウ五九一一、字西水掛沢五九一三、大字外大野字赤土房五五五のろ、字沓掛二二二の一、二二二八のイ・二二二八のロ合併、二二二四、二二三〇・二二三四合併、字下大倉向一九七四の二、一九七四の三、字新道一二一二の一、一二一二の二、一二一三の一から一二一三の三まで、字反田二一五〇、二一五一、字高見一九八五、字原沢五六二、五八一の二から五八一の六まで、字南沢一九九三、二〇八四・二〇八五合併、二一一一のイ・二一一一のロ合併、字向久保田九七・一〇一合併、字吉田九四六、大字大子字槻沢一五五五の五、一八五四の二五、一八五四の二六、二二〇九の一、二二〇九の一五から二二〇九の二五まで、大字高柴字堀切一九五一の一、一九五一の二、大字高田字半沢五七三から五七八まで、大字中郷字上の平四五八の一、四五八の二、字栗内四六一、字下田作四〇三八、字俗和四六〇のイ・四六〇のロ合併、字仁田沢一三六七の一、一三六七の六、一三七五、一三九六の一から一三九六の五まで、一四〇五の四、字松平一一〇四の一、大字左貫字芦ケ沢三四〇九の八、字立岩三四一〇のろ、三四一一、字竜替三五〇一、大字町付字北沢一六四の一、一六四の二、東茨城郡城里町大字上古内字中島一四八一の一、那珂市瓜連字大塚九四四四の一から九四四四の四まで、九六一の一から九六一の三まで、九八六の一、九八六の二、字諏訪前一〇〇八の一、一〇〇八の二、字塙一七一四、一七一五の三、一七一五の七、一七三六から一七三八まで、字東屋敷一七五〇、一七五〇の一、門部字北塙下三四二二の一から三四二二の一〇まで、字白河内三六四二、三六四九の一、三六四九の三、三六四九の四、三七〇三の一、三七〇三の六、字南坪二七四九の一、下大賀字竹ノ内八〇三の一から八〇三の三まで、八〇四の一、八〇四の五、八〇四の八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）